

1994 年 4 月 1 日制定
1997 年 4 月 1 日改定
1999 年 1 月 1 日改定
2000 年 1 月 1 日改定
2001 年 1 月 1 日改定
2003 年 1 月 1 日改定
2014 年 4 月 1 日改定
2016 年 8 月 1 日改定
2020 年 1 月 1 日改定
2021 年 4 月 1 日改定
2026 年 1 月 1 日改定

日本旅行共済会（ほっと・ネットワーク）事業運営規則

第 1 章 目的

（目的）

第 1 条 この規則は、規約第 8 条の事業を実施するため事業運営の細則を定め、本会の適正な運営を図ることとする。

第 2 章 共済給付事業

第 1 節 事業の種類及び給付の原則

（給付事業の種類）

第 2 条 規約第 8 条 (1) の共済給付事業として、次の事業を行う。

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1 慶祝金の給付 | 4 休業給付 |
| (1) 結婚祝金 | (1) 育児休業給付金 |
| (2) 出産祝金 | (2) 介護休業給付金 |
| (3) 入学祝金 | 5 災害給付 |
| (4) 銀婚祝金 | (1) 災害見舞金 |
| 2 弔慰金等の給付 | 6 退職餞別金の給付 |
| (1) 香典 | (1) 退職餞別金 |
| (2) 遺児奨学金 | 7 育児支援給付 |
| 3 傷病給付 | (1) ベビーシッター育児支援割引券 |
| (1) 傷病見舞金 | |
| (2) 入院見舞金 | |
| (3) 差額ベッド補助金 | |
| (4) 付添看護補助金 | |
| (5) ホームヘルパー補助金 | |

（給付の原則）

第 3 条 前条の給付において 1 件の給付事由に 2 名以上の会員が関係するときは、それぞれに給付する。

ただし、差額ベッド補助金、付添看護補助金及び災害見舞金については、高額となる会員 1 名に、またホームヘルパー補助金はいずれか 1 名に給付する

第2節 慶祝金の給付

(結婚祝金)

第4条 一般会員及び特別会員（以下会員という）が結婚したときに、次の結婚祝金を給付する。

金額 50,000円

- 2 結婚を理由に退職した会員が、退職後3ヶ月以内に結婚したときに、前項金額の結婚祝金を給付する。

(出産祝金)

第5条 会員またはその配偶者が出産したときに、会員に次の出産祝金を給付する。

1児につき 金額 30,000円

- 2 新生児が生後14日以内に死亡したときは、出産祝金に代えて本規則第8条に定める香典を給付する。
- 3 出産を理由に退職した会員が、退職後6ヶ月以内に出産したとき、前第1項金額の出産祝金を給付する。

(入学祝金)

第6条 会員の子供が小学校、中学校、高等学校に入学したときに、次により入学祝金を給付する。

小学校 金額 20,000円

中学校 金額 20,000円

高等学校 金額 20,000円

(銀婚祝金)

第7条 会員が銀婚記念日をむかえたときは、次の銀婚祝金を給付する。

金額 20,000円

第3節 弔慰金等の給付

(香典)

第8条 会員またはその家族が死亡したときは、次により香典を給付する。なお、妊娠

4ヶ月経過後の死産、流産については子供の死亡として香典を給付する。

会員 金額 200,000円

配偶者 金額 100,000円

子供 金額 50,000円

父母・配偶者の父母 金額 30,000円

同居の祖父母・孫・兄弟姉妹 金額 20,000円

(遺児奨学金)

第9条 加入期間が5年以上の一般会員が、扶養していた遺児を残して死亡した場合、その遺児に対し高校を卒業する月まで次の奨学金を給付する。

幼稚園・保育園児 月額 10,000円

小学生 月額 13,000円

中学生 月額 16,000円

高校生 月額 20,000円

- 2 前項の死亡時現在、未就学の遺児の場合は、幼稚園・保育園に入園した月から給付する。

第4節 傷病給付

(傷病見舞金)

第10条 会員が傷病による療養のため休業したときは、次により傷病見舞金を給付する。

＜休業期間（経過月毎に給付）＞

休業期間	経過日	金額
1ヶ月	経過日	10,000円
3ヶ月	経過日	10,000円
6ヶ月	経過日	20,000円
12ヶ月	経過日	20,000円
18ヶ月	経過日	30,000円
24ヶ月	経過日	30,000円
30ヶ月	経過日	30,000円
36ヶ月	経過日	30,000円

(入院見舞金)

第11条 会員または配偶者及び会員の扶養家族である子供・父母が傷病による療養のため6日以上入院したときは、次により入院見舞金を給付する。

会 員	金額	35,000円
配 偶 者	金額	35,000円
扶養家族である子供・父母	金額	25,000円

2 退院後180日以内に同一の事由で再入院したときは、再び入院見舞金を給付しない。

(差額ベッド補助金)

第12条 前条の該当者が差額ベッドを10日以上利用したときは、10日目から次により対象者別の金額及び期間を限度とした実費の差額ベッド補助金を給付する。

対象者	給付限度額	給付限度期間
会 員	1日に付き金額3,000円	10日目から60日間
配 偶 者	1日に付き金額1,500円	10日目から30日間
扶養家族である子供・父母	1日に付き金額1,500円	10日目から30日間

2 退院後180日以内に同一の事由で再入院したときは、給付期間を通算して給付限度期間を限度に差額ベッド補助金を給付する。

(付添看護補助金)

第13条 第11条の該当者が基準看護実施病院以外の病院に入院し、付添看護婦を付けたときは、次により対象者別の金額及び期間を限度とした実費の付添看護補助金を給付する。

対象者	給付限度額	給付限度期間
会 員	1日に付き金額3,000円	60日
配 偶 者	1日に付き金額3,000円	30日
扶養家族である子供・父母	1日に付き金額3,000円	30日

2 付添看護婦とは、正規の看護婦、准看護婦及び看護補助者をいう。なお、正常分娩並びに家族・親族・知人による付添看護のときは、付添看護補助金を給付しない。

3 退院後180日以内に同一の事由で再入院したときは、給付期間を通算して給付限度期間を限度に付添看護補助金を給付する。

(ホームヘルパー補助金)

第 14 条 会員又は会員の扶養する子・父母が入院し、家事担当者が付添看護をするため、あるいは家事担当者、会員である単身者が傷病・事故等のため、ホームヘルパーを依頼した場合、及びその他特に理事会が認めた場合には、次の金額及び期間を限度とした実費のホームヘルパー補助金を給付する。

給付限度額	給付限度期間
1日に付き 金額5,000円	1暦年につき 30日間

- 2 家事担当者とは、原則として扶養する配偶者をいう。
- 3 家族・親族・知人をホームヘルパーとして依頼した場合、慶弔禍福で家庭を留守にする場合および正常分娩を理由とする場合は、ホームヘルパー補助金を給付しない。

第5節 休業給付

(育児休業給付金)

第 15 条 一般会員が、法人会員の定めるところにより育児のための休職の適用をうけ無給となったときは、育児休業給付金を給付する。

- 2 育児休業給付金は、休業開始から6ヶ月を経過後、育児休職時の基本賃金月額17%相当額を給付する。ただし、給付の期間は、育児休業開始から1年6ヶ月をもって限度とする。
- 3 育児休業給付金を受けた一般会員が復職後1年以内又は給付中に退職したときは、受給した育児休業給付金の全額を返納するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、理事長が承認した場合、返納を要しないものとする。
 - (1) 会社都合による退職の場合。
 - (2) 勤務箇所の廃止により、勤務時の住所から、交通機関の繁閑を考慮した実所要通勤時間の2時間以内に、勤務箇所がない場合。なお、この場合の通勤時間は、新幹線又は特急を利用しないものとして算出する。

(介護休業給付金)

第 16 条 一般会員が、法人会員の定めるところにより介護のための休職の適用をうけ無給となったときは、介護休業給付金を給付する。

- 2 介護休業給付金は、雇用保険による介護休業給付受給終了後から、介護休職時の基本賃金月額の60%相当額を給付する。ただし、給付の期間は、365日から雇用保険による介護休業給付受給限度日数をひいた日数を限度とする。介護休業給付金を受けた一般会員が復職後1年以内または給付中に、引続き介護のため退職したときは、すでに受給した介護休業給付金の25%相当を見舞金として支給する。
- 3 介護休業給付金を受けた一般会員が復職後1年以内または給付中に退職したときは、受給した介護休業給付金の全額を返納するものとする。

第6節 災害給付

(災害見舞金)

第17条 会員が風水害、地震、火災等により自己が居住する家屋に損害を被ったときは、次により災害見舞金を給付する。

損害の程度	持ち家		借家	
	有扶養者	無扶養者	有扶養者	無扶養者
全損壊(80%以上)	40万円	20万円	20万円	10万円
半損壊(50%以上)	20万円	10万円	10万円	5万円
一部損壊(50%未満) 床上浸水	10万円	5万円	5万円	3万円

- 2 会員が単身赴任し単身居住地で損害を被ったときは、無扶養者として取り扱う。
- 3 災害が広範囲に及んだため第1項の災害見舞金の総額が多額となり給付することが困難となったときは、理事会の決定に基づきその給付額を変更することができるものとする。

第7節 退職餞別金の給付

(退職餞別金)

第18条 会員が退職するときは、次により退職餞別金を給付する。

会員加入期間	退職餞別金
6ヶ月以上	1,000円
1年以上	3,000円
3年以上	5,000円
5年以上	10,000円
10年以上	20,000円
20年以上	30,000円
30年以上	50,000円

第7節の2 育児支援給付

(ベビーシッター育児支援割引券)

第18条の2 会員が就労のためにベビーシッター事業者のベビーシッター育児支援サービスを利用する場合、次によりベビーシッター育児支援割引券を交付する。

交付枚数	交付限度枚数
利用1日につき 1枚	1暦年につき 240枚

- 2 ベビーシッター事業者とは(財)こども未来財団の正会員である事業者をいう。
- 3 ベビーシッター育児支援サービスとは、乳幼児又は小学校低学年の児童の家庭内での保育あるいは保育所などへの送迎をいう。

第8節 給付申請手続及び支払日

(給付申請手続)

第19条 会員が本章の給付を申請するときは、各々次の申請書に必要事項を記載し、自署捺印の上、別表第1号に指定する該当事項の添付書類を添えて、箇所長経由理事長に申請する。

- (1) 第4条～第8条……………慶祝金・弔慰金給付申請書(様式第1号)
- (2) 第10条～第11条……………傷病給付申請書①(様式第2号)
- (3) 第12条～第14条……………傷病給付申請書②(様式第3号)
- (4) 第15条～第16条……………休業給付申請書(様式第4号)
- (5) 第17条……………災害給付申請書(様式第5号)
- (6) 第18条……………退職餞別金給付申請書(様式第6号)
- (7) 第18条の2……………ベビーシッター育児支援割引券交付申請書(様式第7号)

2 第9条に該当するときは、遺児奨学金申請書(様式第8号)に必要事項を記載し、遺児の親権者が自署捺印の上、別表第1号に指定する該当事項の添付書類を添えて、理事長に申請する。

(支払日)

第20条 第4条～第8条、第10条、第11条、第18条の申請を受けた箇所長は、申請内容及び添付書類を確認のうえ、自箇所にて会員に給付を行い、理事長に申請書類等を添えてその金額の送金を請求する。

2 第9条、第12条～第17条の申請を受けた箇所長は、申請内容及び添付書類を確認のうえ、理事長に申請手続を行う。

理事長は、内容を審査したうえで仕向送金または会員が指定する本人口座に振込み送金する。

第9節 給付の時効・打切

(給付の時効及び一時停止)

第21条 会員が本章各節に該当し給付される要件を具備した日から6ヶ月を経過しても、給付申請手続をしないときは、給付を受ける権利は消滅するものとする。

2 第9条の遺児奨学金について、毎年5月末日までに継続申請手続をしない場合及び所在が6ヶ月以上明らかでない場合は給付を一時停止する。

(給付の打切)

第22条 会員が第2章第4節及び第5節に該当し給付を受けている期間中に会員資格を喪失したときは、それ以降の給付を受ける権利は消滅するものとする。

2 第3節第9条の遺児奨学金について、次の各号の1に該当する場合は、給付を受ける権利が消滅する。

- (1) 対象遺児が死亡したとき、または退学したとき
- (2) 遺児の扶養者であった会員の配偶者が再婚したとき

第 3 章 共済貸付事業

第 1 節 貸付事業の種類

(貸付事業の種類)

第 23 条 規約第 8 条 (2) の共済貸付事業として、次の事業を行う。

- (1) 結婚貸付 一般会員または一般会員の子供が結婚するために必要とする資金
- (2) 出産貸付 一般会員または一般会員の配偶者が出産のために必要とする資金
- (3) 教育貸付 一般会員または一般会員の子供が学校等に入学するために必要とする資金
- (4) 傷病貸付 一般会員または一般会員の扶養家族が傷病による療養のために必要とする資金
- (5) 葬儀貸付 一般会員の親族が死亡し、一般会員が葬儀を執り行うために必要とする資金
- (6) 災害貸付 不慮の災害等により一般会員が所有する家屋、土地、家財が損失し、その復旧のために必要とする資金
- (7) 育児・介護貸付 育児用品や介護のための設備・機器等購入のために必要とする資金
- (8) 提携貸付 以下の金融期間との提携ローンで、一般会員が必要とする資金
 - ① 株式会社みずほ銀行
 - ② 日立キャピタル
 - ③ 三菱UFJ 銀行

第 2 節 貸付を受ける資格

(貸付を受ける資格)

第 24 条 貸付を受ける資格者は、会員加入期間が 1 年以上経過した一般会員とする。ただし、前条 8 号については、各提携金融機関が定める基準によるものとする。

- 2 一般会員に前条の各号のいずれかに該当する事由が発生し、その費用を支払ったときから 2 ヶ月以内に借入の申請手続きをしないときは、当該事由による貸付を受ける資格は失効する。

ただし、前条 8 号についてはこの限りではない。

(貸付の重複制限)

第 25 条 同一会員に対する貸付の重複は、2 件までとする。ただし、第 23 条 8 号は、おおむね無担保の借入が前年年収の 50% 以内を上限に、件数制限は設けない。

第 3 節 貸付の条件

(貸付金額)

第 26 条 貸付金額は、次の会員加入期間別の金額を限度とした万円単位の必要資金とする。

貸付種類	会員加入期間	1 件の貸付限度額
第 23 条 1 号～6 号	1 年以上 7 年未満	50 万円
	7 年以上	100 万円
第 23 条 3 号	15 年以上	150 万円
第 23 条 7 号	1 年以上	100 万円
第 23 条 8 号	区分なし	300 万円

(貸付期間)

第 27 条 貸付期間は、5 年以内とし、借入人が希望する 1 年単位（第 23 条 8 号は半年単位）の期間とする。ただし、5 年以内に定年退職に達するときは、その日までを限度とする 1 年単位（第 23 条 8 号は半年単位）の期間とする。

(貸付利率)

第 28 条 貸付金の年利率は、次のとおりとする。

結婚	出産	教育	葬儀	傷病①	傷病②	災害	育児・介護
3%	3%	1.5%	3%	無利子	3%	無利子	1.5%

(注) 1. 傷病①は傷病②を除く医療費

2. 傷病②は、健保の適用を受ける医療費及び歯科治療で健保適用外の義歯・冠歯・矯正等の費用 3. 提携貸付は、各提携金融機関の定める利率を適用する。

2 利息計算の期間は、貸付日から返済日までとする。

3 利息計算上生じた円未満の端数は、切り捨てるものとする。

第 4 節 貸付金の返済

(貸付金の返済方法)

第 29 条 貸付金の返済は、第 27 条の貸付期間にあわせた元利均等返済方法とし、毎月払い返済又は賞与併用払い返済とする。ただし、賞与時返済元金は、貸付金額の 50% 以内の万円単位とする。

2 貸付金の返済は、貸付日の属する月の翌月の給与から開始し、毎月の給与及び賞与から控除して返済する。

3 利息計算上生じた過不足金は、第 1 回または最終回の返済金で調整する。

4 第 23 条 8 号の返済方法については、各提携金融機関の規定による。

(即時返済)

第 30 条 借入人が次の各号の 1 に該当したときは、本会が指定する日までに貸付金の残額及び利息を一括してただちに返済しなければならない。

(1) 退職または解雇されたとき

(2) 死亡したとき

2 第 23 条 8 号については、各提携金融機関の規定による。

(一括返済)

第 31 条 借入金が自己の都合により貸付金を一括繰上げ返済したいときは、事前に理事長に申し出て、その指示に従い返済することができる。

2 第 23 条 8 号については、各提携金融機関の規定による。

(返済金の納付方法)

第 32 条 法人会員は、第 29 条、第 30 条及び第 31 条により徴収した返済金を、本会が指定する銀行預金口座に、給与支給日及び賞与支給日又は返済指定日に振り込み送金しなければならない。

2 法人会員は、前項の金額について貸付金返済内訳明細書（様式第 9 号）を作成して当月末までに理事長に報告しなければならない。

第5節 手続

(借入申請)

第 33 条 第 23 条 1～7号の貸付を申請する場合は、共済借入金申請書（様式第9号－1）に必要事項を記載し自署捺印の上、別表第2号に指定する該当事項の添付書類を添えて、原則として月末日までに理事長に申請する。

2 第 23 条 8号の貸付を申請する場合は、各提携金融機関の所定の申請書に必要事項を記載し自署捺印の上、申請する。

(審査と諾否通知)

第 34 条 理事長は、ただちに前条の申請内容を審査し、貸付の諾否並びに貸付の条件を決定する。

2 理事長は、共済貸付金諾否通知書（様式第9号－2）により、ただちに申請者に通知する。

3 第 23 条 8号については、各提携金融機関から通知する。

(借用書)

第 35 条 前条により貸付の承諾を受けた一般会員は、ただちに共済貸付金借用書（様式第10号）に必要事項を記載し自署捺印の上、理事長に提出する。

(貸付金の交付)

第 36 条 貸付金は、原則として毎月1回25日（当該日が銀行の休業日に該当するときはその前営業日）に、前条の借用書の提出があった一般会員について、借入人が指定する借入人名義の口座に振り込むこととする。

2 第 23 条 8号については、各提携金融機関の規程による。

(費用の負担)

第 37 条 貸付金の借入に付随して生じる諸費用は、すべて借入人の負担とする。

第4章 文化活動等に関する事業

第1節 事業の種類

(事業の種類)

第 38 条 規約第8条(3)の文化活動等に関する事業として、次の事業を行う。

- (1) ライフプランセミナーの開催
- (2) 通信教育受講料の補助

第2節 ライフプランセミナー

(主旨)

第 39 条 会員各々がより豊かで充実した人生を送るために有益な情報を提供する。

(対象者)

第 40 条 同一のセミナーについては、原則として一人1回限りとする。

(参加申込)

第 41 条 ライフプランセミナー申込書（様式第11号）により理事長に申し込む。

(実施方)

第 42 条 具体的な実施方については、共済会会報等に掲載する。

第3節 通信教育受講料の補助

(対象講座)

第43条 ㈱日本旅行等の通信教育講座(教養分類)を対象とする。

(対象者)

第44条 前条の講座を修了した一般会員及び特別会員とする。

(補助金額)

第45条 受講料の50%とし、年間1講座とする。

(申請方)

第46条 通信教育受講料の補助申請書(様式第12号)に、修了証コピー添付の上、修了証発行日より1ヶ月以内に理事長に申請する。

(支給方)

第47条 原則として、前月20日迄の申請分を当月末日迄に、仕向送金(不可の場合は現金送金)する。

第5章 異例・不測事項の処理

(異例・不測事項の処理)

第48条 この規則に定めのない異例もしくは不測の事項が生じたときは、その都度理事長の指示により処理するものとする。

付 則

1. 本規則は、1994年4月1日から施行する。
2. 第2章第7節及び第3章第3節の会員期間については、1994年3月31日以前に就職の人は、その就職の日を加入年月日とみなすものとする。

付 則 (1997年4月1日)

1. 本規則は、1997年4月1日から施行する。

付 則 (1999年1月1日)

1. 本規則は、1999年1月1日から施行する。

付 則 (2000年1月1日)

1. 本規則は、2000年1月1日から施行する。

付 則 (2001年1月1日)

1. 本規則は、2001年1月1日から施行する。

付 則 (2003年1月1日)

1. 本規則は、2003年1月1日から施行する。

付 則 (2014年4月1日)

1. 本規則は、2014年4月1日から施行する。
2. 第15条第2項の育児休業給付金について、2014年3月31日現在、給付されている会員は、13%相当額を30%相当額に読み替える。

付 則（2016年8月1日）

1. 本規則は、2016年8月1日から施行する。
2. 第15条第2項の育児休業給付金について、2016年7月31日迄に、申請されている会員は、1年を経過後は30%相当額を40%相当額に読み替える。
3. 第16条第2項の介護休業給付金について、2016年7月31日迄に、申請されている会員は、13%相当額を25%相当額に、60%相当額を40%相当額に読み替える。

付 則（2020年1月1日）

1. 本規則は、2020年1月1日から施行する。

付 則（2021年4月1日）

1. 本規則は、2021年4月1日から施行する。
2. 第15条第2項について、2021年3月31日迄に、休業を開始している会員は、「育児休業給付金は、休業開始から6ヶ月までは、育児休業時の基本賃金月額13%相当額を給付し、6ヶ月を経過後は30%相当額を給付する。ただし、給付の期間は、1年6ヶ月を、もって限度とする。」と読み替える。
3. 第16条第2項について、2021年3月31日迄に、休業を開始している会員は、「介護休業給付金は、休業開始から3ヶ月までは、介護休業時の基本賃金月額13%相当額を給付し、3ヶ月を経過後は60%相当額を給付する。ただし、給付の期間は、1年をもって限度とする。」と読み替える。

付 則（2026年1月1日）

1. 本規則は、2026年1月1日から施行する。
2. 第4条第1項について、2025年12月31日迄に、一般会員及び特別会員（以下会員という）が結婚したときの給付額は、「金額30,000円」に読み替える。
3. 第5条第1項について、2025年12月31日迄に、会員またはその配偶者が出産したときの給付額は、「1児につき金額20,000円」と読み替える。
4. 第6条第1項について、2025年12月31日迄に会員の子供が中学校、高等学校に入学したときの給付額は、「中学校 金額10,000円 高等学校 金額10,000円」と読み替える。
5. 第11条第1項について、2025年12月31日迄に、会員または配偶者及び会員の扶養家族である子供・父母が傷病による療養のため6日以上入院したときの給付額は、「会員 金額20,000円 配偶者 金額20,000円 扶養家族である子供・父母 金額10,000円」と読み替える。